

# 児童虐待対応の手引き



札幌市

## 〈本手引きの活用と関係機関同士の連携について〉

児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に大きな影響を与えるものです。このため児童虐待を早期に発見し、早期に支援することが大変重要です。

早期に発見するためには、**虐待がどのようなものかをよく理解すること**、また、発見した児童虐待に早期に対応するためには、**児童相談所を始めとした関係機関が情報を共有したうえで、役割分担をしながら当該世帯に対応することが必要**です。

この手引きは、主に、児童虐待の早期発見のために必要なことをまとめたものですが、特に子どもと関わる業務や、子どもや家庭に関わる相談を担当されている機関につきましては早期発見、早期対応に関して次ページ以降に記載のことが重要となりますので、これらのことを踏まえてこの手引きを活用していただきますようお願いいたします。

## ○ 児童虐待を発見しやすい立場であることを自覚

児童虐待防止法第5条第1項の規定では学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者など業務上又は職務上、虐待を発見しやすい立場にある団体及び個人は、その立場を自覚し、虐待の早期発見に努めなければならないことが明記されています。

## ○ 発見した場合は速やかに児童相談所等へ通報

虐待は、その兆候を見逃さないことが非常に重要です。児童虐待防止法第6条第1項の規定により児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、市町村、若しくは児童相談所への通告義務が課せられています。この手引きに書かれている虐待の兆候を発見した場合は、子どもに与える影響をできるだけ少なくするためにも、ためらわずに児童相談所、各区の家庭児童相談室へご連絡願います。

## ○ 通告の秘密は守られます

児童虐待防止法第7条の規定に基づき通告を受けた児童相談所等の職員等には守秘義務が課せられますので、通告についての秘密は守られ、通告の内容や誰が通告してきたかなど通告者を特定させるような情報を保護者等に知らせることは決してありません。

## ○ 守秘義務との関係

児童虐待防止法第6条第3項では「刑法の秘密漏洩罪の規定やその他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務(児童虐待が疑われる児童を発見した場合の通告義務)の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と定められており、虐待に関して情報を児童相談所等に提供しても守秘義務違反とはなりません。

## ○ 関係機関同士の連携

児童虐待への適切な対応のためには、当該世帯に関して関係機関が知り得る情報が共有化されている必要があります。虐待対応機関として設置されている要保護児童対策地域協議会の構成機関(8ページ参照)につきましては、児童福祉法第25条の5の規定に基づき守秘義務が課されておりますので、児童虐待に関して児童相談所を始めとした関係機関が相互に照会や情報提供することが可能となっています。

また、各関係機関が関わる事例については、支援方針の共有化のために、関係機関同士の情報交換への積極的に参加が求められています。

## ☆ 虐待に関する相談・連絡先

### 児童相談所

- 児童相談所全国共通ダイヤル: 189 いちはやく  
お近くの児童相談所におつなぎします。  
※札幌市内から電話すると札幌市児童相談所につながります。
- 子ども安心ホットライン(子ども虐待相談): 622-0010 ぶじに おーとー  
札幌市児童相談所内、24時間・365日対応
- 児童相談所直通: 622-8630 (8時45分～17時15分)  
※ 土・日曜、祝日及び12月29日～1月3日はお休み

### 区家庭児童相談室

お住まいの区の区役所(健康・子ども課)で、身近に相談を受け付けています。

- 中央区 511-7223 ● 北区 757-1182 ● 東区 711-3212
  - 白石区 862-1881 ● 厚別区 895-2497 ● 豊平区 822-2472
  - 清田区 889-2049 ● 南区 581-5211 ● 西区 621-4241
  - 手稲区 681-1211
- (8時45分～17時15分)  
※ 土・日曜、祝日及び12月29日～1月3日はお休み

## ◎ 虐待が子どもに与える影響

児童虐待は子どもの心身に大きな影響を与えます。虐待による子どもへの影響は次のようなものがあります。

### ○ 身体的影響

打撲、火傷、骨折、裂傷、擦過傷、内臓破裂、脳損傷などの外傷のほか、衛生状態の悪さによる皮膚疾患、性的虐待による妊娠や性感染症などが見られます。死に至ったり、障がいを残す場合もあります。

また、栄養障害や、低身長、低体重などの成長不全が生じることがあります。

### ○ 発達への影響

脳損傷により知的発達の障がいが生じることがあります。また、成長に必要な関わりを得られなかったことにより、知的発達が妨げられることがあります。

### ○ 行動面等への影響

集中力や落ち着きのなさ、反抗的な行動、暴力的な行動、情緒の不安定、自傷などの影響が現れる場合があります。

また、マイナスの自己評価が顕著であるなど、人格の形成に歪みが生じる場合もあります。

## ◎ 児童虐待とは

児童虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律」(以下、「児童虐待防止法」という。)において規定されており、具体的には、保護者が監護する児童について行う「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」及び「心理的虐待」のことをいいます。これらの内容については以下のとおりですが、これらは単独で起きるばかりではなく、重複していることが多くあります。

### 虐待の種類とその特徴

#### 身体的虐待

身体に傷を負わせたり、または傷を負わせるおそれのある暴行を加えたり、生命に危険を及ぼすような行為をすること。

例えば 殴る、蹴る、タバコの火を押し付ける、首を絞める、溺れさせる、熱湯をかける、冬に戸外に放り出す

#### 性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、またはさせること。

例えば 性器を見せたり触らせたりする、性的関係を強要する、ポルノグラフィを見せたりする行為

#### ネグレクト

健やかな発達を損なう不適切な養育、監護の怠慢、養育の拒否、子どもの安全に対する重大な不注意、子どもへの無関心。

例えば 適切な食事を与えない、衣服を長時間ひどく不潔なままにする、極端に不潔な環境で生活させる、重大な病気になっても病院に連れて行かない、子どもの意思に反して登校させずに閉じ込める、同居人による虐待行為を放置する

#### 心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭での配偶者に対する暴力、児童に著しい心理的外傷を与える言動

例えば 言葉による脅かしや無視、拒否的態度で子どもの心を傷つける、他のきょうだいと著しい差別的扱いなど

◎虐待が疑われる兆候（5ページ）、緊急性（6ページ）及び危険性（リスク要因）（7ページ）を例示しています。児童相談所、区家庭児童相談室に相談・連絡する際の参考にお使いください。

## 虐待が疑われる兆候

### 子どもの様子

- ・骨折や火傷を繰り返す。
- ・不自然な打撲傷、外傷がある。
- ・新旧混在した傷、骨折歴、治療歴がある。
- ・頭部を叩かれる、腹部を踏まれるなどの暴力を受けていると訴える。
- ・栄養障がい、脱水症状が見られる。
- ・外傷に関する子どもの説明が不自然であったり、説明を嫌がる。
- ・怪我や病気に関わらず、受診していない。
- ・家に帰りたがらない、放浪癖がある。
- ・年齢不相応な性的言葉や性的行動が見られる。
- ・衣服や体がいつも不潔である。
- ・おやつや食事をがつつ食べる、盗み食いをする。

### 保護者の様子

- ・子どもへの攻撃的、脅迫的な態度を示す。
- ・子どもの怪我や病気についての説明に一貫性がない、または不自然である。
- ・子どもを無視したり、子どもの人格を否定するような関わりをする。
- ・いきすぎたしつけ、体罰を容認する。
- ・検診や病院受診をさせない。
- ・居留守をつかう。
- ・夫婦の不和やDVがある。
- ・アルコール、薬物依存がある。
- ・援助の申し出に拒否的である。

## 虐待の緊急性・危険性のチェックポイント

- a. 子どもや保護者自らが虐待を理由に保護を求めている。
  - 子ども自身が保護・救済を求めている
  - 保護者が子どもの保護を求めている
- b. 子どもや保護者自らが虐待を訴える状況が切迫している。
- c. すでに虐待により重大な結果が生じている。
  - 性的虐待(性交、性的行為の強要の事実がある)
  - 外傷(致命的な外傷、内臓破裂、頭蓋骨骨折、火傷等)
  - 保護の怠惰・拒否(衰弱、脱水症状、医療ネグレクト等)
- d. 次に何か起これば、重大な結果が生じる可能性が高い。
  - 乳幼児に対する暴力又は不適切な養育である
  - 生命に危険な行為(頭部打撲、首締め、逆さ吊り、戸外放置、溺れ等)
  - 性的行為にいたらない性的な虐待
- e. 虐待が繰り返される可能性が高い。
  - 新旧混在した傷があったり、頻繁に入院したりする
  - 過去の介入(通告・相談状況、一時保護歴、施設入所歴)
  - 保護者に虐待の自覚、認識がない
  - 保護者が精神的に不安定で、判断力が衰弱している
- f. 虐待の影響と思われる症状が子どもに表れている。
  - 保護者への拒否感、恐れ、おびえが強い
  - 無表情、無感動、過度のスキンシップを他の大人に求める
  - 心身の発達の遅れ、または精神的な要因による身体症状がある
- g. 保護者に虐待につながる危険要因がある。
  - 子どもへの拒否的感情
  - 精神保健上の問題(抑うつ的、精神不安定、育児ノイローゼ等)
  - アルコール、薬物等の問題
  - 性格行動が衝動的、未熟
  - 行政機関等からの援助に拒否的
  - 家族や同居人に対する暴力
  - 子どもの日常的な世話をする保護者がいない
- h. 虐待の発生につながる可能性のある家庭環境等。
  - 虐待によらない子どもの生育上の問題がある(発達の遅れ、障がい等)
  - 子どもに問題行動が見られる(攻撃的、盗み、家出、徘徊、性的逸脱、自傷行為等)
  - 保護者に被虐待歴がある
  - 子どもの養育態度や知識に問題がある(意欲の欠如、知識不足、期待過剰等)

●虐待に至るおそれのある要因(リスク要因)

<p>■ 保護者側のリスク要因</p>	<p><input type="checkbox"/> 妊娠そのものを受容することが困難(望まぬ妊娠、若年の妊娠)</p> <p><input type="checkbox"/> 子どもへの愛着形成が十分に行われていない(妊娠中に早産等何らかの問題が生じたことで胎児の受容に影響がある、長期入院)</p> <p><input type="checkbox"/> マタニティブルーや産後うつ病等による精神的に不安定な状況</p> <p><input type="checkbox"/> 元来の攻撃的・衝動的な性格</p> <p><input type="checkbox"/> 医療につながっていない精神障がい、知的障がい、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存</p> <p><input type="checkbox"/> 保護者自身が虐待を受けて育った場合</p> <p><input type="checkbox"/> 育児に対する不安や日常的な生活ストレス(保護者が未熟等)</p> <p><input type="checkbox"/> 体罰容認などの暴力への親和性</p>
<p>■ 子ども側のリスク要因</p>	<p><input type="checkbox"/> 乳児期の子ども、未熟児、障がい児</p> <p><input type="checkbox"/> 何らかの育てにくさを持っている子ども</p>
<p>■ 養育環境のリスク要因</p>	<p><input type="checkbox"/> 未婚を含むひとり親家庭</p> <p><input type="checkbox"/> 内縁者や同居人がいる家庭</p> <p><input type="checkbox"/> 子ども連れの再婚家庭</p> <p><input type="checkbox"/> 夫婦をはじめ人間関係に問題を抱える家庭</p> <p><input type="checkbox"/> 転居を繰り返す家庭</p> <p><input type="checkbox"/> 親族や地域社会から孤立した家庭</p> <p><input type="checkbox"/> 生計者の失業や転職の繰り返し等で経済不安のある家庭</p> <p><input type="checkbox"/> 夫婦の不和、配偶者からの暴力(DV等)</p> <p><input type="checkbox"/> 定期的な妊婦健康診査や乳幼児健康診査を受診しない、させない等、自身や児の健康保持・増進に努力しない等</p>

## 要保護児童対策地域協議会関係機関

- ・興正こども家庭支援センター
- ・羊ヶ丘児童家庭支援センター
- ・札幌南こども家庭支援センター
- ・札幌乳児院児童家庭支援センター
- ・札幌市児童養護施設協議会
- ・一般社団法人 札幌市私立保育園連盟
- ・公益財団法人 さっぽろ青少年女性活動協会
- ・札幌市民生委員児童委員協議会（児童家庭福祉部会）
- ・札幌市民生委員児童委員協議会（主任児童委員連絡会）
- ・社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会
- ・札幌市小児科医会
- ・札幌市精神科医会
- ・札幌市産婦人科医会
- ・一般社団法人 札幌歯科医師会
- ・札幌市青少年育成委員会 連絡協議会
- ・一般社団法人 札幌市私立幼稚園連合会
- ・札幌市立幼稚園長会
- ・札幌市立小学校長会
- ・札幌市立中学校長会
- ・札幌市立高等学校特別支援学校長会
- ・北海道警察本部 生活安全部少年課
- ・札幌弁護士会 子どもの権利委員会
- ・札幌法務局 人権擁護部
- ・札幌人権擁護委員連合会 子ども人権委員会
- ・公益社団法人 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター
- ・北海道子どもの虐待防止協会
- ・北海道CAPをすすめる会
- ・子育て支援民間連絡会
- ・札幌家庭裁判所
- ・札幌市

（保護自立支援課、精神保健福祉センター、子ども発達支援総合センター、健康企画課、男女共同参画課、教育推進課、保健福祉部、子どもの権利救済事務局、子育て支援総合センター、相談判定一課・相談判定二課）

※ 要保護児童対策地域協議会とは、子どもに関わりが深い業務を行っている機関、子ども自身が自らの心を体を大切に、いじめ・虐待から身を守る活動を推進する機関、児童虐待の防止等のため活動している機関、子どもや家庭から相談を受け付けている機関等からなっている協議会であり、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童に関する支援や支援を行うための協議を行う機関です。

---

**【参考文献】**

「子ども虐待対応の手引き」 厚生労働省

「子ども虐待対応ハンドブック」 福岡県

「市町村のための児童虐待対応マニュアル」 青森県

発行：平成27年4月  
札幌市子ども未来局 児童相談所  
〒060-0007 札幌市中央区北7条西26丁目  
電話 011-622-8620 F A X : 011-622-8701  
市政等資料番号 01-F03-14-455  
電子メール:kodomo.jisou@city.sapporo.jp  
ホームページ:<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisou/gyakutai.html>

